

新旧対照表（館山市地域公共交通会議設置要綱の一部改正）

	改正前	改正後
内 容	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(会長, 副会長及び座長)</p> <p>第5条 交通会議に会長, <u>副会長及び座長</u>を1人置く。</p> <p>2 会長は委員の互選によってこれを定める。</p> <p>3 <u>副会長及び座長は, 委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p>(会長, 副会長及び座長の職務)</p> <p>第6条 会長は, 会務を総括する。</p> <p>2 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故あるとき又は欠けたときは, その職務を代理する。</p> <p>3 <u>座長は, 交通会議の議事運営を統括する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 交通会議は, 会長が招集する。</p> <p>2 交通会議の議長は, 座長をもって充てる。</p> <p>3 交通会議は, 委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 交通会議の議決の方法は, <u>会長及び座長を除く出席委員の多数決によるものとし, 可否同数のときは, 会長がこれを決する。</u></p> <p>5 <u>座長に事故あるとき又は欠けたときは, 会長又は会長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>6 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>7 会長は, 必要があると認めるときは, 委員以外の者を交通会議に出席させ, 意見を聞くことができる。</p> <p>8 交通会議の庶務は, 館山市総合政策部企画課において処理する。</p> <p>9 地域公共交通に関する相談, 苦情, その他に対応するための連絡・通報窓口は会長が別に定めるものとする。</p> <p>第8条～附則 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 交通会議に会長及び副会長を1人置く。</p> <p>2 会長は委員の互選によってこれを定める。</p> <p>3 <u>副会長は, 委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p>(会長及び副会長の職務)</p> <p>第6条 会長は, 会務を総括する。</p> <p>2 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故あるとき又は欠けたときは, その職務を代理する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 交通会議は, 会長が招集する。</p> <p>2 交通会議の議長は, <u>会長をもって充てる。</u></p> <p>3 交通会議は, 委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 交通会議の議決の方法は, <u>出席した委員の多数決によるものとし, 可否同数のときは, 議長がこれを決する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>6 会長は, 必要があると認めるときは, 委員以外の者を交通会議に出席させ, 意見を聞くことができる。</p> <p>7 交通会議の庶務は, 館山市総合政策部企画課において処理する。</p> <p>8 地域公共交通に関する相談, 苦情, その他に対応するための連絡・通報窓口は会長が別に定めるものとする。</p> <p>第8条～附則 省略</p>